

平成31年1月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成29年(ワ)第351号 学生たる地位の確認等請求事件
口頭弁論の終結の日 平成30年10月15日

判 決

8

[Redacted]

原 告

同訴訟代理人弁護士 中 原 昌 孝

同 丸 山 明 子

佐賀県鳥栖市 [Redacted]

10

被 告 株 式 会 社 [Redacted] A

同代表者代表取締役 [Redacted] B

同訴訟代理人弁護士 服 部 博 之

同 金 子 尚 史

主 文

15

1 被告は、原告に対し、78万1101円及びこれに対する平成29年6月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、これを3分し、その2を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

20

4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、254万2939円及びこれに対する平成29年6月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25

第2 事案の概要

本件は、被告が経営する日本語学校の学生であった原告が、①入学前の説明

が誤っていたこと、②違法な退学処分を受けたこと、③被告の従業員が原告の就労を妨害したことを理由に、被告に対し、民法709条、715条及び719条に基づく損害賠償として、254万2939円及びこれに対する退学処分の日である平成29年6月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 関係法令の定め

原告が退学処分を受けた当時の関係法令のうち本件に関する部分は、別紙関係法令の定め^Bの要旨記載のとおりである。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実。以下、書証の枝番号は省略することがある。）

(1) 当事者

原告は、スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）国籍を有する ■■■■■年■月■■日生まれの男性である。

被告は、日本語学校等の経営等を目的として平成26年3月7日に成立した株式会社であり、■■■■■（以下「本件学校」という。）の設置者である。

(2) 本件学校（甲1，7）

本件学校は、被告が平成26年に設置した、留学告示別表第1の1の表に掲げられた日本語教育機関である。理事長は、被告代表者の■■■■■（以下「■■■■■」^Bという。）である。日本語学習のコースとして、2年コース、1年9か月コース、進学1年6か月コースを設けている。

進学1年6か月コースは、入学時期は10月、卒業時期は翌々年3月、1年目の学費は60万円、2年目は30万円である。学費以外に1年目に必要となる費用は、選考費（2万円）、入学費（5万円）、施設費・教材費（7万5000円）、健康診断費（5000円）、交通事故傷害保険費（1万2000円）、入寮費（3万円）及び6か月分の寮費（12万円）の合計31万2

000円である。学費以外に2年目に必要となる費用は、施設費・教材費(5万5000円)、健康診断費(5000円)、交通事故傷害保険費(6000円)の合計6万6000円である。

(3) 本件学校の規則(甲7)

6 本件学校の規則(以下「学則」という。)には、次のような定めがある。

ア 学費の不払

学生が正当の理由なく、かつ所定の手続を行わずに本件学校が請求した学費を指定日までに支払わず、督促後においても誠意なく納入の見込みがないときは、退学を命じることがある。

10 イ 懲戒処分

懲戒処分は、警告・退学・除籍の3種とし、理事長が行う。

(ア) 警告

学則に違反し、再三指導をしても改善が見られない学生に対し、警告処分を行い、校内に掲示する。2回警告を受けた学生が3回目の違反をした場合、退学させられる。

15 (イ) 退学

退学は、次の一に該当する学生に対して行う。

- a 日本の法律を守らない者
- b 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 20 c 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者
- d 正当の理由がなく出席が常でない者
- e 学校その他の秩序を乱し学生としての本分に反した者
- f 虚偽の事実に基づき、入学したことが判明した者
- g 入学希望時の意志に反し、学習意欲、進学意欲がないとみなした者

25 ウ アルバイト

アルバイトを始める際は、資格外活動許可書を取得する。

許可される時間数は週28時間以内である。

アルバイトが決まったら必ず学校に報告する。学校は入国管理局にアルバイトの把握・管理を義務付けられているため、必ず勤務先名、住所、電話番号、担当者の氏名、仕事内容、勤務開始日、時間帯、時給などの勤務情報を学校に報告する。

エ 学生寮

最初の6か月の後も寮に住むことを希望する場合は、毎月1万5000円の寮費を支払う。また、退寮時に発生する修繕費、清掃費、光熱費などの精算にかかる保証金3万円を支払う。

寮費は決められた期間に支払う。滞納する学生は、2回警告を受けても改善しないときは、退寮させられる。

寮費、光熱費を指定する期日までに支払わず、督促後においても誠意なく納入の見込みがないときは、退寮を命ずることがある。

(4) 学生募集の委託 (乙21)

本件学校は、平成27年9月2日、スリランカにある ^D [] (以下「^D []」という。) との間で、^D [] が、本件学校の定めた学生入学資格基準をもとに、本件学校に代わって、スリランカにおける入学申請人の入学出願書類及び添付書類の受理、審査、選考を行うことなどを内容とする学生募集委託契約を締結した。^D [] の代表者は ^E [] である。

(5) 本件学校への入学申込みと許可 (甲4, 乙1~6)

スリランカで妻子及び両親と暮らしていた原告は、平成28年5月30日頃、^P [] を通じ、本件学校への入学願書 (乙1)、父親が作成した経費支弁書 (乙2)、父親が経営する会社についての証明書 (乙3) 及び決算書 (乙4)、留学理由書 (乙5) 並びに誓約書・父親が作成した保証書 (乙6) を提出した。入学願書には、原告は未婚であり、父親は仕事をしている旨が、

経費支弁書には、原告が日本に入国した場合は父親が経費の支弁者となり、学費（年額60万円）、生活費（月額7万円）を6か月ごとに送金する旨が、誓約書には、入学願書に虚偽の記載をした場合は、本件学校がとるいかなる措置にも従う旨が、それぞれ日本語と英語で記載されていた。

5 原告は、インターネットを通じて^Bによる面接（以下「本件面接」という。）を受けた後、同年6月13日、同年10月に開始する本件学校の進学1年6か月コース（以下「本件コース」という。）への入学を許可された。

(6) 原告の入国と入学（甲6，18，乙11，41）

原告は、平成28年8月24日、在留資格を「留学」とする在留資格認定
10 証明書の交付を受けた。

^Bは、同年9月11日頃、スリランカを訪れ、入学予定者に対する説明会（以下「本件説明会」という。）を行った。原告は、父親とともにこれに参加し、同月14日、1年目に必要となる費用91万2000円（学費60万円、その他の費用31万2000円）を支払った。

15 原告は、同年10月13日に日本に到着し、在留期間を6か月とする上陸許可を受けて日本に入国するとともに、原則週28時間以内で資格外活動を行う許可を受けた旨が記載された在留カード（乙41）の交付を受けた。同日、本件学校の寮に入寮し、翌日、本件コースのカリキュラムが開始した。

(7) 原告のアルバイト（乙17，18）

20 原告は、平成28年11月、株式会社^F工場（以下「^F」という。）でアルバイトを始めた。同年12月には、^G株式会社^G営業所（以下「^G」という。）でのアルバイトも始めた。労働時間数は、合計で週28時間を超えていた。

25 上記のアルバイトに係る原告の労働時間（1時間未満切捨て）及び給与の総支給額は、別紙就労状況等一覧表記載のとおりである（労働時間欄記載の労働時間は、支払われた給与に対応するものであり、給与支払日が含まれる

1 か月間の労働時間ではない。)

(8) 学費等の支払状況 (甲 6, 11)

原告の寮費, 学費等の支払状況は, 別紙支払状況一覧表記載のとおりである。

原告は, 平成 29 年 1 月から 3 月にかけて, 2 年目 (同年 10 月以降) の学費 30 万円の分割金 (以下「学費分割金」という。) として, 合計 12 万円を支払ったが, 同年 4 月から 6 月にかけてはこれを支払わなかった。

(9) 在留期間の更新手続 (甲 12, 乙 7, 8, 16)

原告は, 平成 29 年 3 月 31 日, 福岡入国管理局に対し, 在留期間の更新を申請した。このとき提出した在留期間更新許可申請書 (乙 7 の 1) 及び資格外活動許可申請書 (乙 7 の 2) には, 勤務先は ^F [] であり, 週間稼働時間は 26 時間であり, 報酬は月額 8 万 4 6 1 9 円であると記載されていた。

福岡入国管理局は, 原告が週 28 時間を超えて資格外活動を行っていることが判明したとして, 直ちに改善するよう指導した。その後, 原告が在留期間の更新の許可を受けた際に資格外活動を行うことが許可されたのは, ^G [] において週 28 時間以内 (長期休業期間は 1 日 8 時間以内) で検品仕分け業務により報酬を受ける活動であり, 期限は同年 11 月 19 日までであった。

(10) 退学処分 (争いがない。)

被告は, 平成 29 年 6 月 27 日, ①虚偽申告で入学申込みをしたこと, ②学費分割金の支払を 3 回滞納したこと, ③悪意で 6 月分の寮費と光熱費を滞納したこと, ④学習意欲が見られないこと, ⑤指導を拒否し続けたことを理由として, 原告を退学処分とした (以下「本件退学処分」といい, 上記各理由をその番号に従い「退学理由①」などという。)

(11) 本件退学処分後の状況 (甲 36, 39, 乙 29)

ア 本件退学処分の連絡

本件学校の副校長は、平成29年7月10日、^G に対し、本件退学処分をしたことを伝えた（以下「本件連絡」という。）。

イ 復学

原告は、平成29年7月30日、被告を債務者として、佐賀地方裁判所に対し、本件学校の学生たる仮の地位の確認等を求める仮処分命令の申立てをした（佐賀地方裁判所平成29年(ヨ)第13号事件）。同裁判所は、同年10月25日、原告が本件学校の学生の地位にあることを仮に定めるとともに、原告が本件コースの授業を受けることを妨害しないよう被告に命じる仮処分決定をした（以下「本件仮処分決定」という。）。

原告は、同年11月2日、本件学校に対し、同月6日から登校すること、土地の権利関係の確認手続のために同月17日から3週間程度休学することを通知した。実際には同月9日から登校し、数日間日本語能力のテストを受けるなどしたが、同月16日以降は欠席し、同月17日にスリランカに帰国した。以後、原告は、本件学校に登校していない。

ウ 自主退学

原告は、在留資格を「留学」とする在留期間の更新の許可が受けられなかったことから、平成30年1月26日、自主退学届を提出して本件学校を退学した。

3 争点及び当事者の主張

本件の主たる争点は、①説明義務違反による不法行為の成否、②本件退学処分による不法行為の成否、③本件連絡の際の不法行為の成否、④損害である。

(1) 争点①（説明義務違反）について

(原告の主張)

ア ^D 及び被告代表者による説明義務違反

本件学校は、告示基準の要件を充足したとして留学告示により告示さ

れた日本語教育機関であるから、告示基準に基づく義務として、また、在学契約における信義則上の義務として、原告に対し、①学費の支払時期、支払方法、払戻条件、②在籍中の就労が週28時間の範囲に限って許されることについて、適切な方法により正確かつ確実に情報提供をする義務があった。

それにもかかわらず、^Dは、原告に対し、2年目の学費の支払時期について、正確かつ確実な情報提供をしなかった。労働時間が週28時間以内に制限されることについても説明せず、むしろ全く制限がないかのような虚偽の説明を行った。^Bも、本件説明会において、「月200時間は働くことができる」「1年分の学費さえ支払えば、2年目の学費(6か月分)は、日本で働きながら月3万円ずつ分割して支払えばよい」などと事実と異なる説明をした。

これらの説明義務違反は、原告に対する不法行為を構成する。

イ ^Dの行為について被告が責任を負うこと

(ア) 使用者責任

^Dは、前提事実(4)の業務委託契約に基づき、被告の指示を受けて、本件学校への入学募集及び入学希望者のビザ申請の受付を実施している。両者には指揮監督関係が認められるから、被告は^Dの上記アの不法行為につき使用者責任を負う。

(イ) 共同不法行為

^Dの名称は、和訳すると、本件学校の名称と同一である。^Dのウェブサイトでは、本件学校を「parent school in Japan (日本の親学校)」と表現し、自らを「Sri Lankan branch (スリランカ支部)」と表現している。被告代表者と^Eは親密であり、被告は^Eがスリランカで開設した日本語学校の設立に主体的に関与している。これらの事情からすると、^Dは、単に被告と連携しているにとど

まらず、被告が事実上支配する子会社であることは明らかである。

被告と^Dは、その行為において強い客観的共同関連性が認められるから、^Pの上記アの不法行為について、被告には共同不法行為が成立する。

5 (被告の主張)

ア 誤った説明をしていないこと

^Bは、平成28年3月にスリランカで行った説明会及び本件説明会において、通訳を介し、アルバイトは週28時間以内に限られること、2年目の学費は平成29年1月から毎月3万円以上を支払ってもらうこと
10 を説明している。月200時間働けると説明したことはなく、原告にこのような錯誤を生じさせた事実もない。

本件学校では、平成28年10月14日の入学時に開催したオリエンテーションにおいて、学則に記載されたしおり等の資料を配布し、アルバイトには週28時間の制限があることを説明した。本件学校の入口の掲
15 示板に、資格外活動の時間的な制限に関する掲示も行っている。

イ ^Pの行為に係る被告の責任について
争う。

(2) 争点② (本件退学処分) について

(原告の主張)

20 次のア～オのとおり、退学理由①～⑤は、いずれも学則に定められた退学事由に該当しない。また、退学処分は、当該学生に改善の見込みがなく、これを学外に排除することが教育上やむを得ない場合に限って認められるべきであり、そのような場合でないにもかかわらず行われた本件退学処分は、裁
量権を逸脱・濫用したものであり、違法である。

25 ア 退学理由① (虚偽申告で入学申込みをしたこと) について

(ア) 虚偽の申告をしていないこと

原告は、妻子がいることを^Dに説明している。入学願書等に虚偽の記載をしたのは^Dである。経費支弁書は^Dが作成した書類であり、原告の父親は言われるままに署名したにすぎない。

(イ) 退学事由を限定解釈すべきであること

5 退学処分は、学生の身分や在留資格を剥奪する重大な措置であるし、学則の文言からしても、「虚偽の事実に基づき、入学したことが判明した者」とは、単に入学申込時に事実と異なる記載をしただけでなく、仮に真実の申告をしたならば、社会通念上、入学許可等がされなかったという因果関係が認められるような、重大な事実の秘匿又は詐称をした者

10 者をいうと解される。

しかるところ、本件学校には妻子のいる者も多数入学しているから、妻子の存否は入学の許否を判断する決定的な要因ではない。原告は、入国の1か月後には、妻子がいることを副校長に申告している。経費支弁書を提出したのは入学許可後である。以上のおり、入学許可等がされ

15 なかったような重大な事実の秘匿・詐称はない。

(ウ) 被告が確認を怠ったこと

告示基準によれば、学費等の支弁能力は、被告が適正に把握し、確認しなければならぬ事項である。自らの義務を果たさず、その責任を原告に転嫁して退学処分とすることは、裁量権の逸脱・濫用に当たる。

20 イ 退学理由②（学費分割金の支払を3回滞納したこと）について

(ア) 滞納がないこと

1年目の学費は、平成28年9月14日に支払済みである。本件学校のウェブサイトでは、2年目の学費の納付時期は2年目開始前とされているから、平成29年9月中に支払えばよいのであって、本件退学処分の時点では、いまだ納入期限が到来していなかった。

25

仮に納入期限が到来していたとしても、学費等を納入済みの期間の就

学すら不可能にする本件退学処分は、裁量権の逸脱・濫用である。

(イ) 平等原則に反すること

学費分割金を3回以上滞納している学生は、原告以外にも複数いた。それにもかかわらず、退学処分を受けたのは原告のみである。このような差別的、恣意的運用は、平等原則に反し、裁量権を逸脱・濫用するものである。

(ウ) 被告の虚偽の説明が滞納の原因であること

原告は、被告から、日本では1か月に200時間は働くことが可能であり、2年目の学費は日本で働きながら分割して支払えばよいなどの説明を受け、これを信じて本件学校への留学を決めた。しかし、実際に日本でアルバイトをすることができるのは週に28時間（1か月に112～124時間）以内であり、収入は月額10万円程度であったため、留学のためにした借金を返済しつつ2年目以降の学費の支払をすることは困難であった。

被告の虚偽の説明により本件学校に入学した原告が、一方的に退学という重大な処分を受ける理由はなく、学費の滞納を理由とする本件退学処分は、裁量権を逸脱・濫用したものというべきである。

ウ 退学理由③（悪意で6月分の寮費と光熱費を滞納したこと）について
退学理由③は、退学事由として学則に規定されていない。

平成29年6月分の寮費は既に支払っており、本件退学処分時に7月分の寮費の支払期限（6月27日）は徒過していなかったから、原告に寮費の滞納はない。

エ 退学理由④（学習意欲が見られないこと）について

原告は、平成28年10月に本件コースのカリキュラムが開始して以降、1日欠席したのみであり、遅刻、早退もなく授業に出席している。出席率は、平成29年3月までは100%、4月は96%、5月は97%、

6月は86%であり、学習意欲はあった。

オ 退学理由⑤（指導を拒否し続けたこと）について

原告は、学費の未納を理由とする3回の警告を除くと、1回しか警告を受けていないから、学則所定の警告処分を3回受けた者には該当しない。

6 (被告の主張)

次のア～オのとおり、原告には、学則所定の退学事由があり、本件退学処分をしたことに裁量権の逸脱・濫用はない。

ア 退学理由①（虚偽申告で入学申込みをしたこと）について

原告は、スリランカに妻子があり、自らの収入により扶養していた。父親は既に退職して収入はなく、原告の留学中の経費を支弁する意思も能力もなかった。それにもかかわらず、原告は、未婚であり、父親には職業があると記載した入学願書、父親が経費を支弁する旨の経費支弁書等を提出している。被告は、これらの記載事項がいずれも真実であり、原告において経費の支弁が可能であると判断して、本件学校への入学を許可した。このことは、「虚偽の事実に基づき、入学したことが判明した」
10 場合にほかならない。原告は、経費支弁書を作成したのは父親ではなく
15 **D**である旨主張するが、事実と反する。

また、妻子の存在を隠していたことのみをもって本件退学処分をしたのではない。「留学」の在留資格は就労を予定していないため、妻子の存否
20 及び扶養家族の有無は、本件学校への入学及び在籍において、費用の支弁能力を判断するために極めて重要であり、そのような重要な事実を秘匿していた点を問題視したのである。

イ 退学理由②（学費分割金の支払を3回滞納したこと）について

学費分割金として、平成29年1月以降、毎月最低3万円の支払が必要
25 であることについては、本件説明会、入学後のガイダンスで説明した。他の留学生は支払っているし、原告も、同年3月までは支払をしており、

履行期を含め学費分割金の支払に関する定めを理解していた。それにもかかわらず、原告は、再三の警告・指導等を受けながら、同年4月～6月の学費分割金を支払わない。

学費は在学契約における要素であり、その支払は原告の基本的な義務であるから、その不履行のみをもって在学契約の解除たる本件退学処分を正当化し得る。

ウ 退学理由③（悪意で6月分の寮費と光熱費を滞納したこと）について

寮費及び光熱費の滞納は、原告の支弁能力の欠如を示すものであって、学費の滞納と相まって退学事由に該当する。

10 エ 退学理由④（学習意欲が見られないこと）について

本件コースは、修了後に、大学、大学院及び専門学校等へ進学することを前提に、それに対応する日本語能力試験N2（日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる）程度の日本語レベルに到達するカリキュラムとなっている。そのため、入学から半年の時点でN4（基本的な日本語を理解することができる）レベルを習得し、N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる）レベルの教材等に入っていくことになる。しかし、原告は、入学から半年を経過した時点でも、最も易しいN5（基本的な日本語をある程度理解することができる）に至るかどうかというレベルであった。授業には出席していたものの、居眠りをしたり、教員に暴言を吐いたりするなど、その受講態度は著しく不良であった。

学習意欲の点は、「学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者」「入学希望時の意志に反し、学習意欲、進学意欲がないとみなした者」という退学事由に該当し、他の学則違反とも相まって本件退学処分の理由となる。

オ. 退学理由⑤（指導を拒否し続けたこと）について

原告は、上記エのとおり授業の妨げとなる行為・態度をとっていたほか、他の留学生に対し暴言を吐くなどし、教職員の注意や指導にも従わなかった。寮生活においても、教職員から度々指導を受けたがこれに従わず、警告を受けている。

原告は、入学後間もなく資格外活動許可の制限時間を大幅に超過する就労を行い、在留期間の更新の手續に際しては虚偽の申告をし、提出する預金通帳から制限時間の違反が発覚することを防ぐために偽装工作まで行っている。所定の学費分割金を支払わなければ退学処分になることを明示した警告を無視し、他の同郷の留学生を威迫して学費の分割払に応じないように働き掛けるなどした。原告の指導・管理をすることはおよそ不可能であり、原告を本件学校に在籍させ続けることはできない。

指導を拒否し続けたことは、「2回警告を受けた学生が3回目の違反をした場合」「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」という退学事由に該当する。

(3) 争点③（本件連絡）について

(原告の主張)

被告の従業員である本件学校の副校長は、本件連絡の際、「原告を明日から働かせないように」とわざわざ伝えた。そのため、原告は、^Gで働くことができなくなった。これは、原告の職場を奪う行為であるから、本件退学処分とともに不法行為を構成する。

(被告の主張)

本件連絡の際、本件退学処分により原告が資格外活動許可による就労ができなくなった旨を伝えたことは認めるが、その余は否認する。

(4) 争点④（損害）について

(原告の主張)

ア 学費相当額

(ア) 本件退学処分から復学まで

本件学校の1か月分の学費は5万円である。原告は、本件退学処分により、その翌日である平成29年6月28日から本件仮処分決定を受けて復学した日の前日である同年11月8日まで授業を受けられなかった。よって、上記期間の学費相当額である21万8333円の損害を被った。

(イ) 復学から卒業予定日まで

原告は、本件退学処分により、正常なカリキュラムの履修が困難となり、日本での進学に著しい支障が生じた。復学後も別室でテストや自習をさせられ、授業を受けることができなかった。よって、復学した平成29年11月9日から卒業予定日である平成30年3月31日までの学費相当額である23万6666円の損害を被った。

イ 逸失利益

原告は、平成29年4月時点で、アルバイトにより、1か月に9万8192円の収入を得ていた。しかし、本件退学処分及び本件連絡時の発言により、同年7月10日から（訴状記載の「平成29年7月20日」は誤記と認める。）本件仮処分決定により復学し、入国管理局から就労が認められる状況となった日の前日である同年11月8日までの間就労することができなかった。よって、上記期間に得ることができた賃金相当額である39万2768円（訴状記載の「35万676.4円」は、上記の誤記に伴う違算と認める。）の損害を被った。

ウ 慰謝料

原告は、争点①～③の被告の不法行為により著しい精神的苦痛を被った。その苦痛を慰謝する金額は、150万円である。

エ 弁護士費用

23万1176円が相当である。

(被告の主張)

否認ないし争う。

復学後の学費について、原告は、現実に支払っていない学費相当額も損害
としているが、根拠が不明である。また、就労目的で本件学校に入学してお
り、日本語能力からしても進学はおよそ不可能な状況にあったことなどから
すると、本件退学処分を原因として進学が困難になったのではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①(説明義務違反)について

(1) 認定事実

前提事実に加え、証拠(甲3, 41, 乙20, 原告本人, 被告代表者, 後
掲のもの)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 入学前の説明等(乙9, 10)

原告は、前提事実(5)のとおり本件学校への入学許可を受けた後、同(6)の
とおり、本件説明会に参加した。Bは、本件説明会において、学校案
内(乙9)及びパワーポイント資料(乙10)を用いて、入学予定者ら
に対し、本件学校に入学した後の生活等について説明した。

パワーポイント資料には、毎月の生活費について、保証金や次年度の学
費3万円を含め5万5000円と予想される旨、日本ではアルバイトを
することも可能である旨の記載があった。いずれの資料にも、2年目の
学費の支払時期について記載はなく、資格外活動が許可される時間の記
載もなかった。

イ 入学直後の説明

原告は、前提事実(6)のとおり平成28年10月14日に本件学校に入学
し、それから数日のうちには、学則等が記載された学校しおり(甲28)
を受け取った。また、入学後に行われたオリエンテーションにおいて、
2年目の学費を毎月3万円ずつ分割して支払うよう求められ、支払わな

ければスリランカに帰らなければならないとの説明を受けた。原告と同時期にスリランカから入国し、本件学校に入学した学生は、原告の他に13名いた。

ウ 銀行口座の開設 (乙8)

5 原告は、平成28年10月18日、 銀行鳥栖支店に預金口座を開設した。この口座は、本件学校の紹介で働き始めた ^Fからの給与の振込先などとして使用された。本件学校もその存在を把握し、通帳のチェックをしていた。原告は、 銀行でも預金口座を開設し、友人の紹介で働き始めた ^Gからの給与の振込先として使用していたが、
10 この口座については、本件学校にその存在を申告しなかった。

エ 入国管理局からの指摘

福岡入国管理局は、平成29年4月頃、本件学校に対し、原告が就労時間の制限を超えて就労していると指摘し、原告を連れて出頭するよう求めた。 ^Bの妻は、原告を伴って福岡入国管理局に赴き、原告は、前提
15 事実(9)のとおり指導を受けた。

原告は、上記の指摘・指導を受けて、 ^Fでのアルバイトを辞めた。

オ 学費分割金の滞納 (乙19, 26, 27)

前提事実(8)のとおり、原告は、平成29年4月に支払うべき学費分割金を支払わなかったため、被告の職員は、同月25日及び5月25日、原告
20 に対し、4月分の学費分割金の支払を求めた。5月25日には、本件学校が指定した期日4月25日までに学費分割金を支払わなかったこと、納付の延期を求めること、今後は滞納しないこと、今後滞納した場合について、2回目の滞納の際は警告となり、3回目の滞納の際は退学処分
25 となっても不服申立てをしないことを内容とする誓約書(乙19, 26)への署名も求め、原告はこれに署名した。

(2) 検討

ア 週28時間以内の就労制限について

(ア) 原告の供述の検討

原告は、日本では1か月に200時間働くことができると^E []
と^B []が説明した、月200時間までアルバイトできると思っていた、
週28時間以内という資格外活動（就労）の制限は、上記(1)エのとおり
入国管理局から指摘を受けて初めて知った旨供述するので検討する。

別紙就労状況等一覧表記載のとおり、平成29年2月から5月までの
原告の1か月当たりの労働時間は、200時間を超えており、250時
間程度に及ぶ月もある。このような就労状況を前提とすれば、原告が受
けたという「1か月に200時間」との説明は、就労時間の上限につい
ての話ではなかったことになる。しかしそうであれば、^E []と^B []
が、本件学校への入学に関する説明をするに当たり、就労時間につい
て200時間という数字を示す理由がない。入国管理局から上記の指摘
があった際、原告が、本件学校の関係者に対し、入国前の説明と違う旨
の苦情を述べていた事実も認められない。

原告と同時期に在留期間の更新を申請した留学生24人のうち、原告
以外に1か月200時間程度のアルバイトをしていた留学生がいた事実
は認められない。しかし、原告と同時期にスリランカから本件学校に入
学した者は、原告以外に13名いたのであるから、スリランカにおいて、
200時間以上働くことができる旨の説明を^E []と^B []がしてい
たのであれば、アルバイトをする多くの留学生の中で、原告のみが20
0時間を超えて働き、高額な収入を得ていたというのは不自然である。

週28時間以内という資格外活動（就労）の制限についても、原告が
入国時に交付を受けた在留カードに、資格外活動許可は原則週28時間
以内である旨が記載されていること（前提事実(6)）、上記(1)ウのとおり、

原告は、本件学校に申告する口座とは別に、^Gからの給与の振込みのための口座を開設し、入国管理局から指摘を受けるまで本件学校に秘匿していたこと、原告が平成29年3月に提出した在留期間更新許可申請書及び資格外活動許可申請書に^Gについての記載がないこと（前提事実(9)）などからして、原告が上記の制限を知らなかったとは認められない。

(イ) 被告代表者の供述の検討

^Bは、本件説明会において、留学生は日本でアルバイトをすることができる^Bと説明している。働きながら本件学校に通学しようと考えている者にとって、アルバイトをすることができる時間、賃金等は大きな関心事であるから、このとき、週28時間以内という就労制限について話題にならなかったとは考え難い。

また、前提事実(2)のとおり、本件学校は留学告示別表第1の1の表に掲げられた日本語教育機関であるところ、告示基準では、入学希望者に対し、在籍中の就労は原則として週28時間の範囲内で許される旨を正確かつ確実に説明すること（1条1項31号チ）、生徒の資格外活動許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこと（同項39号）が求められており、これに違反しているとき、生徒の法令違反行為を唆す・助けるなどしていたときは、留学告示別表第1の1の表から抹消される可能性がある（2条）。仮に抹消されれば、本件学校は「留学」の在留資格が付与される留学生を受け入れることができなくなり、経営に支障が生じることになるから、その設置者である被告の代表者が、多くの入学希望者、入学予定者に対する説明会の場で、週28時間以内という就労制限について説明せず、月200時間働くことができるなどと法令違反行為が可能であるような説明することも考え難い。

(ウ) まとめ

就労制限に係る説明がなかったとか、虚偽の説明があったとの原告の主張に沿う原告の供述は、上記(ア)のとおり信用できない一方、週28時間以内で就労が許されると説明したとの被告代表者の供述は、上記(イ)のとおり、信用することができる。原告の上記の主張は、採用することができない。

イ 2年目の学費の支払時期について

被告代表者は、平成28年9月に開催された本件説明会において、2年目の学費は平成29年1月から月額3万円ずつ支払う必要があると説明したと供述するので、その信用性について検討する。

本件説明会で使用されたパワーポイント資料(乙10)には、毎月掛かる生活費(予想)として「保証金や次年度の学費3万円」が記載されている。前提事実(2)のとおり、2年目の学費は30万円であるから、この記載によれば、2年目の学費は、本件コースの1年目の期間中に、10か月程度をかけて分割して支払うことが予定されていたといえるし、これに沿う説明がされたことになる。

原告は、上記(1)イのとおり、本件学校への入学直後、2年目の学費として毎月3万円を支払うよう求められ、実際にも、前提事実(8)のとおり、平成29年1月から3月までの間、毎月3万円以上の学費分割金を支払っている。上記(1)オのとおり、同年5月25日には、4月25日までに支払うべき学費分割金の滞納があるとして、これを支払う旨の誓約書を作成している。

そうすると、本件説明会において、2年目の学費について、平成29年1月以降毎月3万円以上を支払う必要があると説明したとの被告代表者の供述は信用できる。2年目の学費の支払時期について説明がなかったとの原告の主張は、採用することができない。



ウ 小括

以上によれば、原告が主張する説明義務違反の事実は認められないから、この点を理由とする原告の請求は理由がない。

2 争点②（本件退学処分）について

(1) 退学事由該当性について

ア 退学理由①（虚偽申告で入学申込みをしたこと）について

原告は、前提事実(5)のとおり、入学に先立ち、未婚であり、父親は仕事をしている旨が記載された入学願書、父親が経費の支弁者となる旨が記載された経費支弁書をそれぞれ提出しているところ、実際には既婚者であったし、父親は無職であって、経費を支弁する能力があったとは認められないから、退学理由①の事実が認められる。これは、学則に定める「虚偽の事実に基づき、入学したことが判明した者」という退学事由（前提事実(3)イ(イ) f）に該当する。

イ 退学理由②（学費分割金の支払を3回滞納したこと）について

原告は、前提事実(8)、上記1(1)オのとおり、督促を受けたにもかかわらず、平成29年4月～6月の3か月にわたり、毎月支払うべき学費分割金を支払っていない。したがって、退学理由②の事実が認められる。

原告は、別紙就労状況等一覧表のとおり、平成29年1月以降、毎月15万円以上のアルバイト収入があったし、同年4月及び5月にはそれぞれ、同年3月までを上回る月額20万円以上のアルバイト収入があった。それにもかかわらず、学費分割金については、滞納分についても、新たに支払期限が到来した分についても支払わなかったのであるし、他方、同年6月以降は^F██████████におけるアルバイトを辞めたため、収入が半減したのであるから、学費分割金の納入の見込みはなかったと認められる。そうすると、原告は、正当の理由なく、かつ所定の手続を行わずに本件学校が請求した学費を指定日までに支払わず、督促後においても

誠意なく納入の見込みがなかったと認められるから、学則に定める退学事由（前提事実(3)ア）に該当する。

ウ 退学理由③（悪意で6月分の寮費と光熱費を滞納したこと）について
寮費、光熱費の滞納は、学則上、退寮事由とされているにとどまり（前提事実(3)エ）、退学事由とはされていない。したがって、退学理由③を理由として退学処分をすることはできない。

エ 退学理由④（学習意欲が見られないこと）について

(ア) 認定事実

証拠（甲33～35、乙14、15、23、24）によれば、以下の事実が認められる。

a 原告は、入学後平成29年3月までは全ての授業に出席した。4月以降も、欠席時間は、4月が3時間（授業時間は80時間）、5月が2時間（同72時間）、6月が12時間（同88時間）であった。

b 原告の平成29年3月の成績は、文字語彙、文法、聴解、読解、会話、作文、漢字のいずれも「C（60～74点）」であり、所見は、英語に頼っている部分があり日本語の上達は遅れがちであるというものであった。本件コースの学生には、原告以外にも成績が全て「C」の者、読解の「B（75～89点）」を除き全て「C」の者もいた。

c 原告は、平成29年4月以降、本件学校の教員から、意欲が感じられない、集中力がないなどと評価されることがあった。意欲が感じられないと評価された学生は、他にも複数いた。

d 原告は、平成29年7月2日、日本語能力試験（N3）を受験した。結果は、総合得点は82点（180点満点）であり、不合格であった。本件コースの学生の中には、原告よりも得点が低い者もいた。

(イ) 検討

上記(ア)によれば、原告の出席率は低いとはいえない。本件学校におけ

る成績・学習態度は、良好とはいえないものの、他の学生と比較して極端に低調だったとも認められない。そうすると、退学理由④の事実は認められない。

オ 退学理由⑤（指導を拒否し続けたこと）について

次の(ア)～(エ)のとおり、原告には複数の学則違反行為があり、性行不良であったと認められるが、指導を拒否し続けた事実は認められず、改善の見込みがないとまでは認められない。したがって、退学事由には該当しない。

(ア) 学費の滞納について

前提事実(8)、上記1(1)オのとおり、原告は、督促を受けたにもかかわらず、平成29年4月～6月の学費分割金の支払をしていないから、規則違反を複数回繰り返したと認められる。しかし、これは金銭債務の不履行が続いたというものであり、指導を拒否したと評価することは困難である。

また、上記の滞納について、懲戒処分としての警告（前提事実(3)イ(ア)のとおり退学処分の前提となるもの）を原告が受けた事実は認められないから、「2回警告を受けた学生が3回目の違反をした場合」という退学事由に該当するとの被告の主張は、採用することができない。

(イ) 授業の妨害について

証拠（乙15）によれば、原告は、平成29年5月18日の授業中に他の学生に暴言を吐いたと認められる。しかし、これに対する指導がされた事実は認められないし、原告が指導を拒否したとも、同様の行為を繰り返したとも認められない。

(ウ) 就労時間超過について

前提事実(7)のとおり、原告は、学則に違反して、資格外活動の許可の制限範囲を超えるアルバイトをしていた。しかし、この点について指導

F

を受けた後は、 を辞めているのであり、指導を拒否した事実は認められない。

(エ) 他の学生への働き掛け、寮生活について

被告は、学費を支払わないよう原告が他の学生を脅迫した旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

証拠（甲20）によれば、原告は、平成29年4月13日、学校が設置した寮の2段ベッドを元どおりに設置し直すように指導されたのに無視したとして警告を受けたことが認められるが、その後同様の警告がされたとは認められないから、指導を拒否し続けたとは認められない。

(2) 裁量権の逸脱・濫用について

上記(1)のとおり、原告には、本件退学処分の時点で、退学事由に該当する事実（退学理由①、②）があったと認められる。

もっとも、退学理由②については、前提事実(3)アのとおり、学則は、督促後に納入の見込みがない場合、退学を命じることがあると規定するにとどめており、学費の不払があった場合に退学とするかについては裁量があったと認められる。しかるところ、前提事実(6)、(8)のとおり、本件退学処分時において、原告は、1年目の学費の全部と2年目の学費の一部を支払済みであり、1年目の途中でされた本件退学処分は、既に支払った学費の対価として授業を受けることさえ否定するものであった。本件学校を退学となった場合、原告の「留学」の在留資格が取り消されてスリランカへの帰国を迫られるおそれもあったから、本件退学処分が原告に与える不利益は大きいものであった。他方、退学理由②は在学契約における金銭債務の不履行の問題であり、懲戒処分としての退学処分事由のような学校の秩序維持に係るものではないし、未納額も多額とはいえないから、本件学校において、支払済みの学費に対応する授業を原告に受けさせることによる具体的な不利益があったとは認められない。

退学理由①についても、その実質は費用の支払能力についてのものであるから、既に納入された学費に対応する授業まで受けさせないことを正当化する理由とはいえない。Bは、本件退学処分後、原告に対し、学費の支払をすればこれを取り消すと述べており（争いがない。）、退学理由①が本件退学処分の決定的な理由になったとも認められない。

そうすると、本件退学処分は裁量権を逸脱したものであり、違法であると認められる。

(3) 小括

以上のとおり、本件退学処分は違法であるから、原告に対する不法行為を構成する。

3 争点③（本件連絡）について

本件退学処分の後に原告が就労することができなかつたのは、退学により資格外活動ができなくなったためであり、本件連絡の際の被告従業員の発言によって、原告に新たな権利侵害が生じたとは認められないから、これは本件退学処分とは別の新たな不法行為を構成するものではない。

この点に関する原告の請求は理由がない。

4 争点④（損害）について

上記2のとおり、本件退学処分は原告に対する不法行為を構成するところ、これにより、原告には以下の損害が生じたと認められる。

(1) 学費相当損害金

原告は、前提事実(6)、(8)のとおり、本件退学処分時までに、1年目の学費60万円（全額）及び2年目の学費に係る学費分割金のうち12万円を支払ったが、違法な本件退学処分により、平成29年6月28日から本件仮処分決定を受けて復学した日の前日である同年11月8日まで授業を受けられなかった。前提事実(2)のとおり、本件コースの学費は、1年目が60万円、2年目が30万円であり、1か月分の学費は5万円と認められるから、原告は、

同年6月28日から同年11月8日までの学費相当額21万8333円（計算式：50,000÷30×3+50,000×4+50,000÷30×8）の損害を被ったと認められる。

原告は、前提事実(1)イのとおり、復学直後は数日間テストを受けるなどしており、同月16日以降は登校していないため、復学後も授業を受けていない。しかし、このとき実施されたテストの結果（乙31）からすれば、直ちに授業を受けられなかったことが不当であるとはいえないし、その後登校しなかったのは原告の都合によるものであるから（前提事実(1)イ、ウ）、復学以降に学費相当額の損害が生じたとは認められない。

10 (2) 逸失利益

原告が^Gから支払を受けていた給与は別紙就労状況等一覧表記載のとおりであるから、原告は、本件退学処分がなければ、その主張のとおり、1か月当たり9万8192円（原告は4月分を基準として主張しているので、日割り計算の場合は30日当たりとなる。）を下らない収入を得ることができた¹⁶と認められる。原告は、本件退学処分のため、平成29年7月10日から同年11月8日までの間就労することができなかったから、この期間の賃金相当額として、次の計算式のとおり、39万2768円の損害を被ったと認められる。

計算式：98,192÷30×22+98,192×3+98,192÷30×8

20 (3) 慰謝料

上記(1)、(2)のとおり本件退学処分による経済な損害が回復されること、復学までの期間、復学後の原告の行動、その他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、本件退学処分により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、10万円と認める。

25 (4) 弁護士費用

事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌すれば、本件

退学処分と相当因果関係のある弁護士費用は、7万円と認める。

第4 結論

原告の請求は、被告に対し、不法行為（本件退学処分をしたこと）に基づく損害賠償として、78万1101円及びこれに対する不法行為の日である平成29年6月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余の請求はいずれも理由がない。よって、主文のとおり判決する。

仮執行免脱宣言の申立てについては、その必要がないものと認め、これを却下する。

佐賀地方裁判所民事部

裁判長裁判官 達 野 ゆ き

裁判官 久 保 雅 志

裁判官 石 黒 瑠 璃

別紙

関係法令の定め要旨

(1) 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）

6 (7条1項)

入国審査官は、前条2項の申請（上陸の申請）があったときは、当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

2号 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、

10 別表第1の下欄に掲げる活動……に該当し、かつ、別表第1の……4の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

(19条2項)

15 法務大臣は、別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があった場合において、
20 相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。

(22条の4第1項)

法務大臣は、別表第1又は別表第2の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、
25 法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

5号 別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者が、当該在留資格

に応じ同表の下欄に掲げる活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）。

(別表第1の4)

5 上欄（在留資格）

留学

下欄（本邦において行うことができる活動）

本邦の大学、高等専門学校、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、
10 中学校若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の
小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに
準ずる機関において教育を受ける活動

(2) 出入国管理及び難民認定法施行規則

(19条5項)

15 入管法19条2項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、
次の各号のいずれかによるものとする。

1号 一週について28時間以内（留学の在留資格をもって在留する者
については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあると
きは、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又
20 は報酬を受ける活動（留学の在留資格をもって在留する者については
教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

(3) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成
2年法務省令第16号）

25 入管法7条1項2号の基準は、同法6条2項の申請を行った者（申請人）
が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同

表の下欄に掲げるとおりとする。

上欄

入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動

下欄

- 5 2号 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。
- 10 6号 申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。

(4) 法務省入国管理局平成28年7月22日策定の日本語教育機関の告示基準
(以下「告示基準」という。)

15 (1条1項)

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号。以下「留学告示」という。）別表第1の1の表に新たに日本語教育機関を掲げるときは、文部科学大臣の意見を聴いた上、次の各号のいずれにも該当することを確認して掲げるものとする。

20

31号 入学者の募集に当たり、入学希望者に対し、次の事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行い、かつ、提供した情報及びその提供方法に係る記録を、書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

25

ロ 入学金、授業料、教材費その他名目のいかなを問わず入学するこ

とにより生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払
時期，支払方法及び払戻し条件

チ 在籍中の就労は，原則として週28時間（学則で定める長期休業
期間中は，1日8時間）の範囲内で，地方入国管理局長の許可を受
けた場合に限って許されること。

39号 生徒の在留期間並びに資格外活動許可の有無及び内容を把握し，
出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うことと
していること。

(2条)

留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が，次の各号のいずれ
かに該当し，留学生受入れ事業を行わせることが適当でない認められる場
合には，当該日本語教育機関を同表から抹消するものとする。

1号 学則又は前条1項……30号から43号までに係る誓約を遵守して
いないとき。

2号 前条1項各号のいずれかに該当していないとき。

5号 生徒に対し，……法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき。

別紙

就労状況等一覧表

年月	F ████████(Z18)			G ████████(Z17)		
	支払日	総支給額 (円)	労働時間 (時間)	支払日	総支給額 (円)	労働時間 (時間)
H28.12	15	66,829	81			
H29.1	13	105,140	128	10	47,307	48
H29.2	15	101,907	123	10	96,020	100
H29.3	15	88,216	107	10	97,426	101
H29.4	14	120,947	147	10	98,832	105
H29.5	15	106,161	129	10	114,975	121
H29.6	15	73,020	80	9	105,863	109
H29.7				10	118,013	119

別紙

支払状況一覧表

番号	年月日	支払額(円)	支払の趣旨	証拠
1	H28.9.14	912,000	本件コース1年目学費等	甲 6
2	H28.10.13	18,300	自転車代及び布団代	甲 11 の 1
3	H28.12.22	35,064	寮の保証金(30,000 円) 光熱費(5,064 円)	甲 11 の 2
4	H29.1.19	36,379	学費分割金(30,000 円) 光熱費(6,379 円)	甲 11 の 3
5	H29.2.21	36,528	学費分割金(30,000 円) 光熱費(6,528 円)	甲 11 の 4
6	H29.3.29	86,690	学費分割金(60,000 円) 光熱費(6,690 円) 4 月分寮費(15,000 円) 在留許可更新費用(5,000 円)	甲 11 の 5
7	H29.4.26	21,346	5 月分寮費(15,000 円) 光熱費(6,346 円)	甲 11 の 6
8	H29.5	25,287	6 月分寮費(15,000 円) 光熱費(10,287 円)	甲 11 の 7

これは正本である

平成31年1月25日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 大野 愛

